

4600022

53779

名古屋市中区金山2-10-9 第8  
フクマルビル5階

事務連絡  
令和3年12月9日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

代表者 殿

愛知労働局  
労働基準部健康課長

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令  
の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）が令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行されました。また、省令改正と併せ、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の一部改正も行われました。

つきましては、下記のとおり関係資料をご送付申し上げますので、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、貴傘下団体、企業、機関等に対する周知等につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について  
(令和3年12月1日付け基発1201第1号)
- 2 リーフレット「職場における労働衛生基準が変わりました」
- 3 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について  
(令和3年12月1日付け基発1201第8号)
- 4 リーフレット『「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(旧)からの変更内容』

【厚生労働省ホームページ】事務所における労働衛生対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)



〈 問合せ先 〉

愛知労働局 労働基準部 健康課  
電話) 052-972-0256  
担当) 主任地方労働衛生専門官  
奥田